

地方議会の運営実態等に関する資料

○議会運営等の実態

- ・地方議会議員の概況
(都道府県議会議員、市区議会議員、町村議会議員)……1
平均報酬月額、職業別の状況、在職任期別の状況、男女の比率
- ・国会議員と地方議会議員の比較(給付関係)……………4
- ・政務調査費……………5
- ・政務調査費、費用弁償に関する最高裁判所判例……………6

○諸外国の地方議会制度等

- ・諸外国の地方議会における住民参加手法……………7

都道府県議会議員の概況

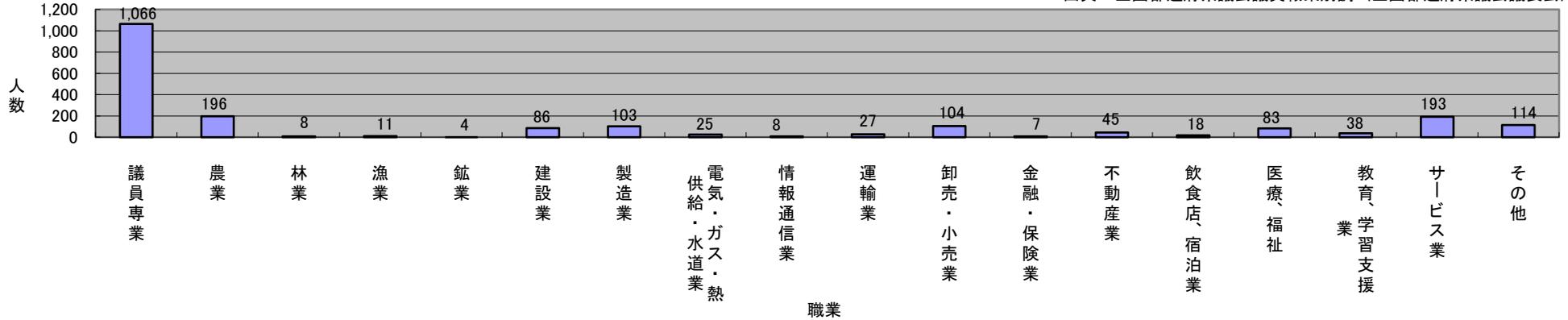
○ 平均報酬月額

805, 285円 (平成20年4月1日現在) 出典：地方公務員給与の実態 (総務省)

○ 職業別の状況

(平成21年7月1日現在)

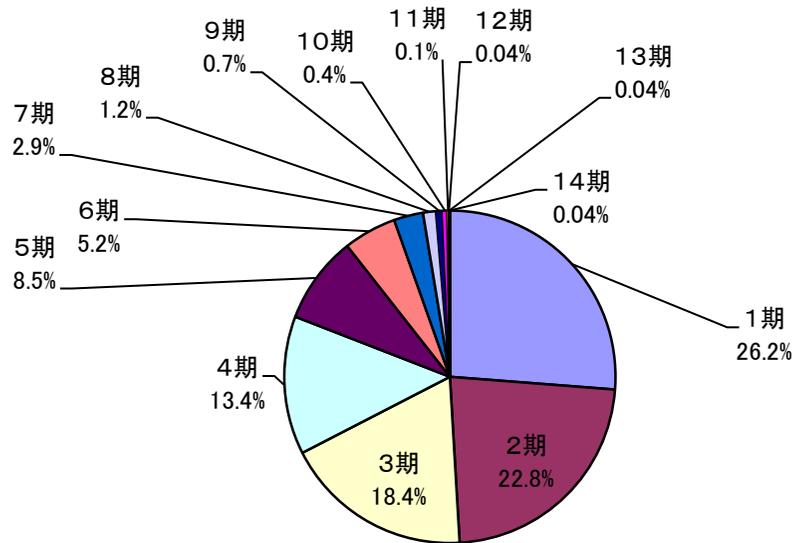
出典：全国都道府県議会議員職業別調 (全国都道府県議会議長会)



○ 在職任期別の状況

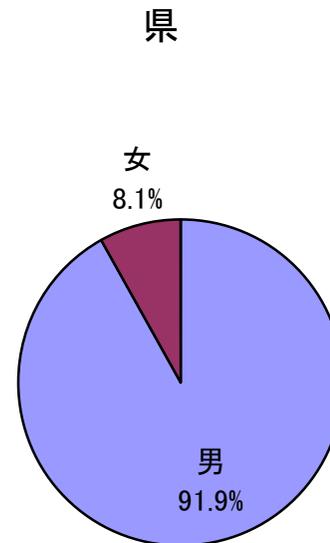
(平成21年7月1日現在)

出典：全国都道府県議会議員在職任期別調 (全国都道府県議会議長会)



○ 男女の比率

(平成21年12月31日現在)



出典：地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調 (総務省)

市区議会議員の概況

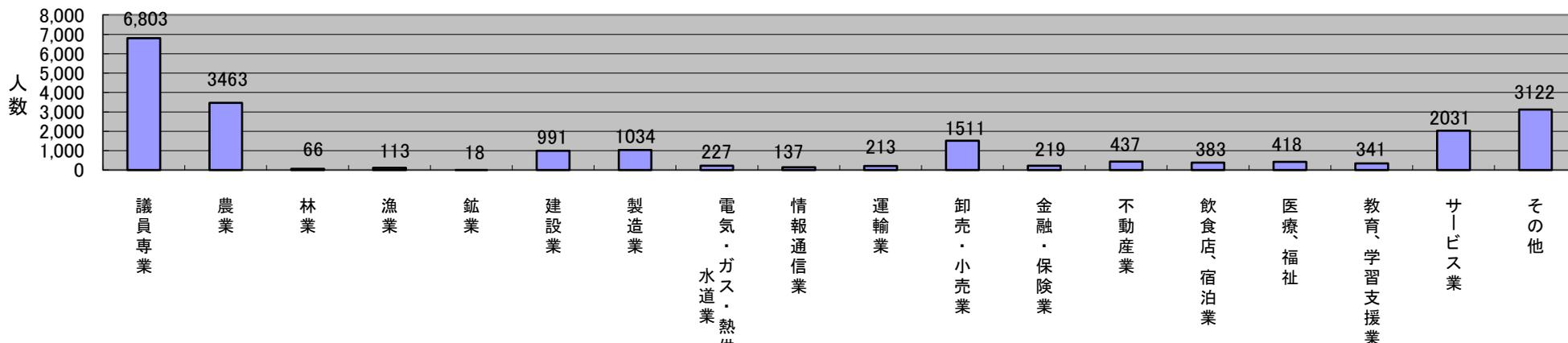
○ 平均報酬月額 (平成20年4月1日現在)

・ 指定都市	842,647円	・ その他市	405,658円
・ 特別区	609,883円		

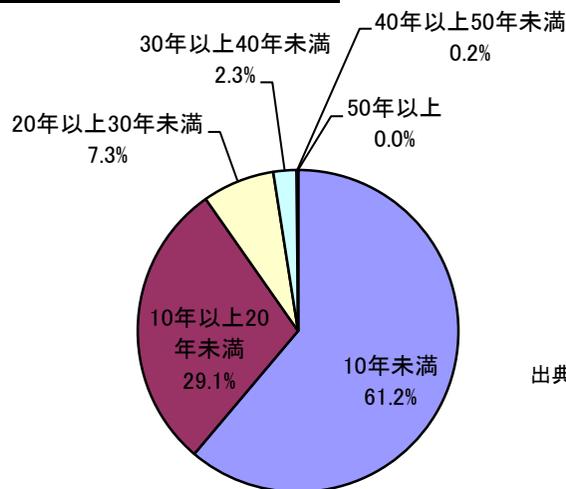
出典：地方公務員給与の実態（総務省）

○ 職業別の状況 (平成20年8月末現在)

出典：市議会議員の属性に関する調（全国市議会議長会）



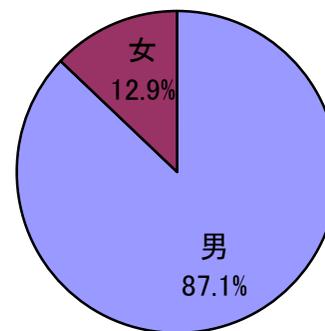
○ 在職年数別の状況 (平成20年8月末現在)



出典：市議会議員の属性に関する調（全国市議会議長会）

○ 男女の比率 (平成21年12月31日現在)

市区



出典：地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調（総務省）

町村議会議員の概況

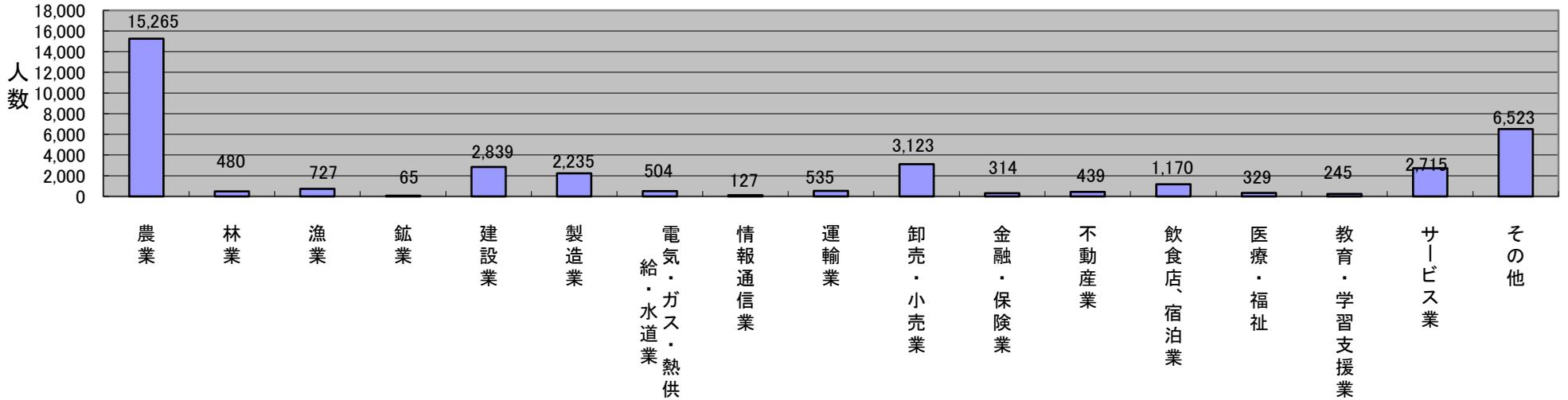
○ 平均報酬月額

210,622円 (平成20年4月1日現在) 出典：地方公務員給与の実態 (総務省)

○ 職業別の状況

(平成18年7月1日現在)

出典：町村議会実態調査(全国町村議会議長会)

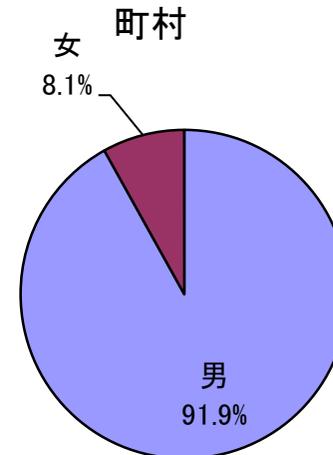
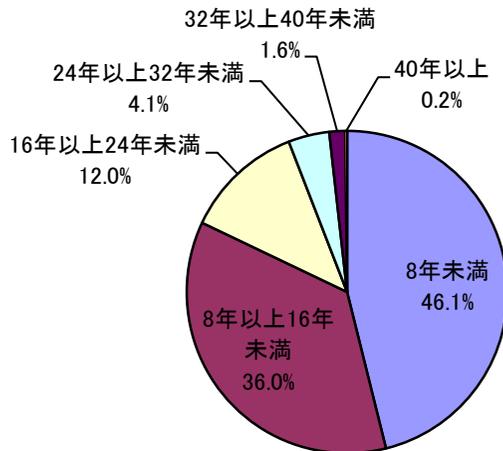


○ 在職年数別の状況

(平成21年7月1日現在)

○ 男女の比率

(平成21年12月31日現在)



出典：町村議会実態調査(全国町村議会議長会)

出典：地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調(総務省)

国会議員と地方議会議員の比較（給付関係）

国会議員

○ 歳費（※月額）

- ・ 議長 217.5万円
- ・ 副議長 158.8万円
- ・ 議員 129.7万円

〔憲法 § 49〕 両議院の議員は、法律の定めるところにより、国庫から相当額の歳費を受ける。

〔国会法 § 35〕 議員は、一般職の国家公務員の最高の給料額より少くない歳費を受ける。

〔国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律（歳費法）〕 § 1

○ 文書通信交通滞在費〔国会法 § 38、歳費法 § 9〕

- ・ 公の書類を発送し及び公の性質を有する通信をなす等のため。
- ・ 月額100万円

○ 期末手当〔歳費法 § 11の2〕

○ 立法事務費〔国会における各会派に対する立法事務費の交付に関する法律 § 1〕

- ・ 議員の立法に関する調査研究の推進に資するための必要な経費の一部。会派に交付（1人あたり65万円）。

- その他、派遣旅費〔歳費法 § 8〕・議会雑費〔同 § 8の2〕・特殊乗車券〔同 § 10の2〕・弔慰金〔同 § 12〕・特別弔慰金〔同 § 12の2〕の支給がある。

地方議会議員

○ 議員報酬（平成20年4月1日・地方公務員の給与の実態（総務省）より） （※議長及び副議長を除く議員1人当たりの平均月額）

- ・ 都道府県 80.5万円
- ・ 政令指定都市 84.2万円
- ・ その他市 40.5万円
- ・ 特別区 60.9万円
- ・ 町村 21.0万円

〔地方自治法 § 203①〕 普通地方公共団体は、その議会の議員に対し、議員報酬を支払わなければならない。

○ 費用弁償〔地方自治法 § 203②〕

- ・ 職務を行うため要する費用の弁償

○ 期末手当〔地方自治法 § 203③〕

- ・ 普通地方公共団体は、条例で、その議会の議員に対し、期末手当を支給することができる。

○ 政務調査費〔地方自治法 § 100⑭〕

- ・ 議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部。会派又は議員に交付。

政務調査費

(平成21年4月1日・総務省調べ)

1 交付団体数・交付月額

	(交付団体数)	(最高額)	(最低額)
○ 都道府県	47	60万円(東京都)	25万円(鳥取県等)
○ 市	673	60万円(大阪市)	2500円(千歳市等)
○ 特別区	23	24万円(世田谷区)	8万円(荒川区)
○ 町村	189	3万円(沖縄県金武町等)	1,000円(千葉県一宮町)

2 収支報告書について、領収書等の添付を義務付ける団体

○ 都道府県	45団体
○ 市区	632団体
○ 町村	149団体

3 政務調査費額を定めるに当たっての第三者(機関)等からの意見聴取を行う団体

○ 都道府県	4団体
○ 市区	203団体
○ 町村	17団体

【参考】 第28次地方制度調査会答申(平成17年12月9日)

政務調査費については、議員の調査研究に資するため必要な経費の一部を交付するという制度の趣旨にかんがみ、住民への説明責任を果たす観点から、その用途の透明性を高めていくべきである。

政務調査費に関する最高裁判所判例

事件名	裁判年月日	法廷名	裁判要旨又は判示事項
政務調査費 交付取消し とその返還 措置請求事 件	H22.3.23	第三小法廷	交付を受けた政務調査費からの支出が使途基準に合致しないものであったことをうかがわせる上告人(原告)主張の事実の存否等を審理することなく、同支出により購入された物品の品名を認定するなどしただけで、直ちに同支出が同使途基準に反するものとはいえないとした原審の判断に違法があるとされた事例
公金不当利 得返還等請 求事件	H22.2.23	第三小法廷	市議会の会派に交付する政務調査費の使途を「会派が行う」調査研究活動と定める市の規則の下で、会派の代表者の承認を得てされた所属議員への政務調査費の支出が上記の「会派が行う」との要件を満たすとされた事例

費用弁償に関する最高裁判所判例

事件名	裁判年月日	法廷名	裁判要旨又は判示事項
損害賠償履 行請求事件	H22.3.30	第三小法廷	定例会等の会議に出席した市議会議員に日額1万円の費用弁償を支給する旨の市条例の定めが、地方自治法(平成20年法律第69号による改正前のもの)203条によって与えられた裁量権の範囲を逸脱しないとされた事例
損害賠償	H2.12.21	第二小法廷	普通地方公共団体の議会が、地方自治法二〇三条五項に基づき、その議員等に対する費用弁償に関する条例を制定するに当たっては、あらかじめその支給事由を定め、それに該当するときには標準的な実費である一定の額を支給することとする事も許され、この場合、いかなる事由を支給事由として定めるか、また、一定の額を幾らとするかは、右議会の裁量判断にゆだねられている。

アメリカ

○ ニューヨーク市のコミュニティ・ボード

→市民参加の一つの手段として創設された地域社会ベースの諮問委員会である。

ニューヨーク市憲章の改正に伴って誕生し、市内5つの区を59のコミュニティ地区に区画し、各地区に1つのボードのオフィスを置き、地区住民のニーズや意向を最大限市政に反映させるため、ボードに対して土地の利用、予算編成、市サービスの提供といった領域に助言・勧告権を与える。各コミュニティ・ボードは、各区長から任命される50名の無給の委員（当該地区に居住する者、当該地区に通勤する者などから任命）によって構成され月に1度会議が開かれる。

○ ケンタッキー州議会における市民参加

- ・一般市民は、常任委員会の審査を自由に傍聴することができることに加え、発言を希望する者は、申請書類に氏名等を記載し委員会事務吏員に提出して発言することができる。
- ・暫定合同委員会は、所管事項を詳細に議論及び調査することに加えて、次期定例会へ向けて、議案を起草し、委員会として承認する。すべて暫定合同委員会の会議は、一般市民及び報道関係者に公開されるため、議題について誰でも意見表明することが可能である。
- ・特別委員会は、議案を事前に提出することができ、立法調査委員会及び州議会へ提言を送付することができるが、これらの委員は、州議会議員、州政府職員のほか一般の市民及び学職経験者等の市民により構成されている。

○ ニューイングランド地方のタウンミーティング（町民総会）

・ニューイングランド地方のタウン（準地方自治体(quasi-municipality)に分類され、州憲法及び州法によってその権限が規定され、その範囲内の行政活動が保障されている。）におけるタウンミーティング政府形態は、「全員参加のタウンミーティングでタウンの懸案事項を決定する直接民主主義」がその基盤にある。

→政府形態を、立法部(legislative body)と行政部(governing body)に着目すると、以下のとおり分類することができる。

①タウンミーティング-理事会型、②タウン議会-タウン議会型、③予算タウンミーティング-理事会型、④代表制タウンミーティング-理事会

※ ニューイングランド6州のタウンの政府形態については、ロードアイランド州を除き、依然として伝統的なタウンミーティング方式が大部分を占めている。

・住民の参加状況

1996年における平均参加率は、5%~20%となっており、概して小さなタウンほど参加率が高く、人口の多いところほど参加率が低くなっている。

・タウンミーティング制度の修正

政府形態は、時代に対応し、立法部たるタウンミーティングが組織上変化し、タウン議会にとって代わったり、住民に特に関心のある予算案のみを審議する予算タウンミーティングが設置されたり、あるいは選ばれた者によって構成される代表制タウンミーティングが採用されるに至っている。

イギリス

○ 市民集会 (public meeting)

→ 地方自治体がその施策を地域住民に直接公表するための会合であり、一般的には地方議員と幹部事務職員が同席し、住民はこれに自由に出席することができるという制度

○ 質疑応答時間 (question and answer sessions)

→ 質疑応答時間とは、市民が議員に施策に関し直接質問することができる機会のことであり、この時間は議会本会議や委員会会議の最後に設けられるのが通例

○ 市民代表を含む委員会 (co-option committee)

→ 地方自治体の議会の行政分野別の委員会に、市民代表が参加するもの

○ フォーラム (forums)

→ 地域における特定の行政課題を調査・検討するために定期的に会合を行い、地方自治体に政策提言を行う組織。会員制で設置されるものと、一般に公開され地域住民なら誰でも参加可能な場合がある。この中には、関係する地方自治体の議会の委員会に勧告を提出したり、さらには政策形成に関与する権利を有するフォーラムもある。

例えば、地域・近隣地区フォーラムは、地理的に区分された範囲や近隣地区の特定の公共サービスを議論するために設置され、当該地区選出の地方議員が参加したり自治体職員が専任でこの事務に従事する例もある。多くの場合公開であるが、会員制で実施される場合にも、地域住民は会議中に設けられている公開討論時間に参加し自由に発言する機会を与えられていることが多い。

○ 市民パネル (citizen' s panels)

→ 地域住民の意向・要望を地域の行政主体の施策に反映させるため、地域住民の中から代表制を有するサンプルを抽出し（パネル）、提供される公共サービスの評価や過大、改善策あるいは行政需要等の住民意識の変化などを探ることを目的とした調査に主として用いられる組織

○ 市民陪審 (Citizen' s Juries)

→ 予め主催者から与えられた課題について、地域住民から選出された陪審員 (Jurors) が、証言者と呼ばれる関係者・専門家等から提案する各種の情報や意見を基に検討を加え、結論や勧告を作成し、市民陪審を企画した発起人に対し答申する過程で実施される。市民陪審の結論や勧告は当該自治体の議会本会議や関連する行政分野の委員会等で議論され、政策形成に反映される。

フランス

○ 諮問委員会

→地方公共団体は、住民の意見を事業計画等に反映させるため、特定の事項についての諮問委員会（審議会）を設置できる。諮問委員会には、議員に加え、当該計画等に利害関係を有する住民組織の代表もメンバーとして参加し、議員と住民とが同じ場で審議検討し、意見や報告をまとめる。

→大都市では、しばしば住民に身近な地区委員会が設置される。

○ 任意の方法による住民意見の聴取

→地方公共団体の中には、法定の制度が定まっていない場合に、独自の審議会などの仕組みを設けたり、非営利団体を仲介者とするなどして、住民との意思疎通を図る場合も多い。

→そのほかにも、非公式の議会委員会を庁舎外で開催しての議員と住民との質疑応答、子供議会の開催や移民代表者からの意見聴取といった有権者ではない住民との対話、統計的方法による世論調査などの工夫がされている。

※なお、コミューンでは、規模が小さいことから議員と住民とが顔見知りで日常的に接しており、それがもっとも効果的な住民意見の吸い上げとなっているとの見解もある。

出典：自治体国際化協会『フランスの地方自治』（2009.6）に基づき作成

ドイツ

○ ブレーメン州における市民代表者会議 (Deputationen) 制度

→市民代表者会議は、議会によって設置される、一種の行政委員会である。この市民代表者会議は、各担当分野の参事会員、議員、そして一般市民によって構成されており、参事会員が議長を勤める。なお、議員及び一般市民は、議会を代理する者であり、その選任は各会派の推薦に基づき、議席数に応じて行われる。この会議の役割は、行政に関する事項について勧告を行うことであり、これによりブレーメン州の州民には、議会の議員でない者にも行政を直接監視する機会が与えられている。

現在、市民代表者会議は、以下の11 分野に、計20 設置されている。

- ・ 科学・学術に関する市民代表者会議 (州のみ)
- ・ 教育に関する市民代表者会議 (州及び市町村)
- ・ 建設に関する市民代表者会議 (州及び市町村)
- ・ 内務に関する市民代表者会議 (州及び市町村) etc

○ ダルゴー＝デーベリッツ市議会における市の委員会とその構成

→ダルゴー＝デーベリッツ市議会には、下記のとおり4つの委員会が設置されている。各委員会は基本的に5名の議員から構成されている。また、議決権を有しているのは財政委員会のみであり、市長自らが議長を務めるが、他の委員会は議決権を持たない、いわゆる審議委員会に過ぎない。但し、これらの委員会には専門知識を持った市民の参加が認められており、現在の委員会にもそれぞれ3名から4名の市民が参加している。

- ・ 第一 (総務) 財政委員会 → 構成員 (市長 (議長として)、市議会議員 4 名)
- ・ 建設・交通・計画委員会 → 構成員 (郡議会議員 5 名、専門知識を有する住民 3 名)
- ・ 社会・教育・文化委員会 → 構成員 (郡議会議員 5 名、専門知識を有する住民 4 名)
- ・ 産業経済・環境・社会秩序委員会 → 構成員 (郡議会議員 5 名、専門知識を有する住民 4 名)

スイス

○ 住民集会 (Landsgemeinde) ・ 住民総会

- ・ スイスでは8割を超える自治体で住民集会 (州民集会、市町村民集会) が実施されている。

→【具体例】

開催回数：年2～4回程度

会場：体育館、教会、公民館、役所の大会議室

開始時間：18時ないし20時から、1時間～1時間半程度

議事進行：自治体の首長 (参事会議長も兼任)

- ・ 住民集会は立法機関であり、自治体の憲法、法の制定・改正、財政に関する議決を行い、連邦上院議員、州参事、州裁判官などの選出を行うところもある。
- ・ 住民集会のある自治体では、議会は一般に法案を作成し住民集会に提出する権限しかない。
- ・ 住民はすべて集会に参加する権利をもち、わずかな罰金を伴う義務としている自治体もある。
→住民集会の参加率は、10～20%台に止まり、あるいは数%に届かない場合もある。
- ・ 集会は一定数の市民が議題を定めて開催を求めることができる。
- ・ 市民は集会で発議権をもつが、合理的結論に至るまでの展開は情熱的で騒然としやすく、人間的な影響力に依存しやすい。
- ・ 市民の挙手によって議決する。人口が稠密な地域等においては、一定の議題について投票箱による投票を行うことが認められている。

○ 【参考】 住民総会の費用

<チューリッヒ州ツォーリコン>

有権者に配布する「執行部提案書」の用紙と印刷費+郵送にかかる費用、その他 ⇒ 4万0229フラン (約402万2921円) : 2006年の例

※年間総支出1億6213万フラン (約162億1313万円) に占める割合 : 0.025%

住民総会に係る費用 : 有権者一人当たり年間約485円